

## 公益社団法人 室蘭市医師会定款施行細則

この規則は、公益社団法人室蘭市医師会定款（以下定款という）第71条の規定に基づき、次のように定める。

### 第1章 会 員

（入会申込書、退会届出書及び異動報告書）

第1条 定款第7条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、別記1～3の様式を用いるものとする。

### 第2章 役員等の選任

（役員等選任の規則）

第2条 定款第30条の規定に基づく役員等の選任は、本章の定めるところによる。

（役員等の選任を行う総会）

第3条 役員等の選任は、総会において改選の年の6月末日までに行わなければならない。

（選任期日の通知）

第4条 役員等の選任の期日は、2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

（選挙立会人）

第5条 議長は、会員の中から選挙立会人2人を指名しなければならない。  
2 選挙立会人は、厳正に選挙が執行されるよう、投票及び開票に立ち会わなければならない。

（開票管理人）

第6条 議長は、会員の中から開票に関する事務を担当させるため、開票

管理人2人を指名しなければならない。

2 開票管理人は、投票を調査し必要ある場合は選挙立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

(選任の方法)

第7条 役員等の選任は、投票によって行う。

(投票の方法)

第8条 投票は、議決権ごとに1票とし、選任すべき役員の定数に応じ、単記又は連記により無記名で行うものとする。

(無効投票)

第9条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 何びとを記載したかを確認し難いもの
- (3) 単記投票においては、1投票中に2人以上の氏名を記載したもの
- (4) 連記投票においては、定められた数を超えた氏名を記載したもの

(投票の効力)

第10条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(当選者の決定)

第11条 投票の結果、有効投票の多数を得た当該者を当選者とする。

2 投票が同数の場合は、議長がくじで当選者を決める。

(当選者決定の報告)

第12条 当選者が決定したときは、議長は、速やかに、当選者の氏名及び得票数並びにその他必要な事項を、会長に報告しなければならない。

(役員の任期の起算)

第13条 役員任期の起算は、その選任が行われた日からとする。

(選挙の疑義)

第14条 選挙に関する疑義は、議長が総会に諮って決定する。

### 第3章 議長及び副議長の選定

(仮議長)

第15条 総会の議長の選定は、総会において、会員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行わせる。

(単記無記名投票)

第16条 総会の議長及び副議長の選定は、単記無記名投票によるものとする。

2 前項の場合においては、役員選任規定を準用する。

### 第4章 裁定委員の選任

(裁定委員の選挙)

第17条 定款第47条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員選任規定を準用する。

### 第5章 総会

(総会の議事規則)

第18条 定款第27条の規定に基づく総会の議事に関しては、本章の定めるところによる。

#### 第1節 議事

(総会の開閉)

第19条 総会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(定足数の確認)

第20条 議長は、開会の宣告をした後、出席会員が定足数に達していることを確認したときは、開議を宣告する。

2 定足数には、委任状による出席を含める。

(会員の発言)

第21条 会員は、会務全般について質問し、又は意見を述べることができ

る。

(委員会)

第22条 議案につき審議の慎重を期するため、又は文案の起草を要するため、必要な場合は委員会を設け、これに付託することができる。

(付託案件の報告)

第23条 議長は、委員会に付託した案件の審議がおわったときは、これを議題とし、委員長からその経過及び結果の報告を求める。

(一時不再議)

第24条 総会で議決された案件については、同一会期中は再び提出することはできない。

## 第2節 発言

(発言の許可等)

第25条 会議における発言は、挙手して議長を呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

(議長の議席での発言)

第26条 議長が会員として発言しようとするときは、副議長を議長席につかせ、議席において発言しなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。

(関連ない発言禁止)

第27条 一議題の審議がまだ終わらないうちに、他の議題につき発言することはできない。ただし議事進行に関する動議、議事の手続、採決の方法及び会議の休憩等先決の動議については、この限りでない。

## 第3節 採決

(採決の宣言)

第28条 議長が採決をしようとするときは、採決に付する議案、又は動議の種類を宣告しなければならない。

2 議長が採決の宣言をした後は、何びとも議題について発言することができない。ただし、採決の方法についての発言は、この限りでない。

(採決の方法)

第29条 採決は、原則として起立又は挙手により、議長はその多少を認定し可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席者の5分の1以上のものから異議の申し立てがあったときは、議長は投票により採決しなければならない。

(記名投票又は無記名投票による採決)

第30条 議長が必要であると認めるとき、又は出席者の5分の1以上のものから要求があるときは、議長は、会議に諮って記名投票、又は無記名投票を決し、採決しなければならない。

(異議申立の場合の採決)

第31条 議長は、議案について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席者の5分の1以上のものから異議の申し立てがあるときは、議長は起立又は挙手の方法で採決しなければならない。

(修正案の採決)

第32条 修正案は、原案より先に採決しなければならない。

2 修正案が数件あるときは、議長が採決の順序を決める。その順序は原案に遠いものから先にする。

(再修正案の提出)

第33条 修正案及び原案がともに過半数の賛成を得ることができなかったときは、委員会を設け、更に修正案を提出させることができる。

## 第6章 理事会

(理事会に関する規則)

第34条 定款第46条の規定に基づく理事会に関する規則に関しては、本章の定めるところによる。

(改選する理事の定数の決定)

第35条 定款第29条に定める範囲内で理事会で決定する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。